

# 横須賀市報

号外第5号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

## 監査委員公表

### 横須賀市監査委員公表

#### 令和元年第5号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和元年5月10日付け横須賀市監査委員公表令和元年第2号をもって公表した定期監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年7月10日

横須賀市監査委員	川瀬富士子
同	丸山邦彦
同	西郷宗範
同	嘉山淳平

## [市長室]

### 1 支出に関する事務

- (1) 広報紙の配布に係る手数料について、実際の配布部数に手数料単価を乗じて得た額を支出すべきところ、1自治会分において実際の配布部数と対応しない金額が記載された請求書に基づいて支出した結果、66円の過払いが生じていた。必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。(広報課)

#### 措置の内容

過払いが生じていた手数料については戻入した。

今後は、請求書と配布部数報告書の確認を十分に行い、適正な事務処理を行うよう室内において周知徹底した。

- (2) 交通安全推進事業における市内出張に係る旅費の支給に当たり、車賃はバスその他の交通機関により片道1キロメートル以上旅行した場合のみ支給するところ、1キロメートルに満たない経路に係る車賃を支給した結果、360円の過払いが生じていた。必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。(地域安全課)

#### 措置の内容

過払いが生じていた旅費については戻入した。

今後は、旅費額の確認を十分に行い、適正な事務処理を行うよう室内において周知徹底した。

### 2 契約に関する事務

- (1) アプリケーション使用の契約事務に係る随意契約理由書において、随意契約とする場合の契約規則の適用条項を、契約規則第21条第3号(賃貸借契約)とすべきところ、契約規則第21条第6号(業務委託契約)としていた。また、契約書種別欄について、「賃貸借」と記載すべきところ、「一般委託」と誤って記載されていたことから、今後は適正な事務処理に改められたい。(広報課)

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、地方自治法施行令及び契約規則の認識不足から生じたものであった。今後は同施行令及び同規則に基づいた適正な事務処理を行うことについて、室内において周知徹底した。

- (2) 災害情報通信ネットワークシステム平成30年度運用保守委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号(契約規則第21条第6号の規定による予定価格が50万

円を超えない額の業務委託契約)に該当する旨を記載した随意契約理由書を添付して契約事務を行っていた。しかし、同契約については予定価格が50万円を超える案件であり、随意契約理由については同施行令同条同項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約)を適用するべきであったので、今後は適正な事務処理に改められたい。(危機管理課)

#### **措置の内容**

今回の指摘事項の原因は、地方自治法施行令及び契約規則の認識不足から生じたものであった。今後は同施行令及び同規則に基づいた適正な事務処理を行うことについて、室内において周知徹底した。

### **[政策推進部]**

#### **支出に関する事務**

- (1) 横須賀“住”魅力発信プロジェクト実行委員会に対して支出したエンターテインメント推進事業負担金について、概算払により事業完了前に支出していたが、支出負担行為兼支出命令の支出区分を「概算」として支出すべきところ、誤って「通常」として支出していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。(プロジェクト推進課)

#### **措置の内容**

今後は、事業完了前に負担金の支出を行う場合で、概算額を一括で支出するものについては、支出区分を「概算」で支出するよう部内において周知徹底した。

- (2) 旅費の支出において、平成30年7月分旅費(プロジェクト推進課一般事務費)の算出誤りにより旅費額60円の支給超過が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。(プロジェクト推進課)

#### **措置の内容**

支給超過が生じていた旅費については戻入した。また、旅費額の確認を十分に行い、適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

### **[渉外部]**

#### **1 予算の執行に関する事務**

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの非常勤職員の任用に関する決裁文書を任用される非常勤職員本人が平成30年4月1日に起案していた。平成30年4月1日付けの任用通知書や辞令書の案などが添付されており、本件の決裁により当該非常勤職員の任用を決定するものであるため、自らが起案することは不適切な事務処理であることか

ら、今後は適正な事務処理に改められたい。

(国際交流課)

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、非常勤職員の任用に対する認識不足から生じたものであった。今後は非常勤職員の任用について、本人自らが起案することのないよう部内において周知徹底した。

### 2 支出に関する事務

次の旅費の支出において、市外出張に係る旅費の算出誤りにより旅費額210円の支給超過が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

- ・ 基地財政業務の平成30年7月分旅費（140円の支給超過）
- ・ 国有財産転用計画推進業務の平成30年7月分旅費（70円の支給超過）

(基地対策課)

#### 措置の内容

支給超過が生じていた旅費については戻入した。また、旅費額の確認を十分に行い、適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

### 3 契約に関する事務

横須賀市個人情報保護条例第13条では、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないと定めている。「姉妹都市交換学生派遣・受入事業業務委託」及び「国際化推進事業業務委託」において、個人情報の取扱いを伴う業務を委託しているが、仕様書においては「個人情報の保護が万全に図られるよう、規程を策定しこれを順守する。特に電子情報の管理には万端を配する。」や「本委託業務の執行上知り得た情報を、他に漏らしてはならない。」と定めているに留まり、個人情報を保護するために必要な措置の水準としては不十分な状態となっていたので、同条例の規定に基づいた個人情報の保護に必要な措置を講じられたい。

(国際交流課)

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、横須賀市個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託基準の認識不足から生じたものであった。今後は委託契約書の作成にあたり同条例及び同基準に基づいた適正な事務処理を行うことについて、部内において周知徹底した。

## [こども育成部]

### 1 支出に関する事務

予算決算及び会計規則では、概算払の精算について、その用務終了後10日（休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、訪問型病児・病後児保育事業視察に係る出張旅費（調達依頼分）については、平成30年11月8日に用務が終了したにもかかわらず、精算手続は行われていなかったため、今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。（教育・保育支援課）

#### 措置の内容

今後は、概算払の精算について、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

### 2 財産管理に関する事務

市役所北口駐車場利用券の管理において、駐車場利用券（2時間券）を金庫保管分から窓口払出用に50枚払い出したにもかかわらず、その事実を駐車場利用券金庫保管分の受払簿に記載しなかったことにより、実査数量と受払簿における数量が一致しなかったため、今後は適正な管理に改められたい。（児童相談所）

#### 措置の内容

今回の指摘事項は、駐車場利用券について、紙ベースと電子ファイルによるデータベースの二重管理を行っていたことが原因である。今後は、紙ベースでの受払簿一括管理に改めるとともに、適正な管理を行うよう部内において周知徹底した。

## [港湾部]

### 1 収入に関する事務

市長印の印影が印刷された納入通知書兼領収書（港湾施設使用料）の増刷時に、総務部総務課長の承認を得ずに増刷していたため、今後は公印取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（港湾総務課）

#### 措置の内容

今回の指摘事項の原因は、公印取扱規則の認識不足から生じたものであった。今後は公印取扱規程に基づいた適正な事務処理を行うよう徹底した。

### 2 支出に関する事務

予算決算及び会計規則では、概算払の精算について、その用務終了後10日（休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、横須賀港への航路開設へ向けた事業調整協議のための出張旅費（調達委託分）については、平成30年9月6日に用務が終了したにもかかわらず、平成30年9月25日に精算手続が行われていたので、今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。（港湾企画課）

#### **措置の内容**

今後は、概算払の精算について、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

### **3 財産管理に関する事務**

港湾施設用地に関する土地台帳（公有財産台帳副簿）の管理において、土地の分筆による地積変更があった場合、財政部長からの通知「公有財産台帳写し」によって土地台帳の修正を行うことになっているが、それを怠ったため現況と一致していない箇所があった。今後は公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。（港湾総務課）

#### **措置の内容**

公有財産台帳（副簿）の地積変更の記載が行われていなかった台帳については、直ちに是正した。今後は、公有財産規則に基づいた適正な事務処理を行うよう徹底した。